第四条第十一号中「前号イ及びロに掲げる装置」を「前号イ又はロに掲げる装置（原動機用蓄電池を除く。）」に改める。

第十一条第一項中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に、「協定規則第10号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第４改訂版補足第２改訂版」に改め、同条第十一項中「協定規則第10号第４改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第４改訂版補足第２改訂版」に改め、同条第十三項中「同規則改訂版補足改訂版の規則5. に限る。以下第99条において同じ」を「同規則第２改訂版の規則5. 及び6. （6. 4. を除く。）に限る」に改める。

第十一条第四項各号列記以外の部分中「定める基準は、」の下に「協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6. 4. に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池（作動電圧が直流60Ｖを超え1,500Ｖ以下又は交流30Ｖ（実効値）を超え1,000Ｖ（実効値）以下のものに限る。第99条及び第177条において同じ。）を備えた自動車に限る。）及び」を加え、同項第十一号中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第十一号中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に改め、同項第五号中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改める。

第十一条第十三項第十一号イ中「バンパ」の下に「（車両の前部及び後部の下部にある外側構造物（低速衝突時に車両の前部又は後部を保護するための構造物及び当該構造物の付属物を含む。）をいう。以下この条、第100条及び第178条において同じ。）」を加え、同条第九項中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に、同条第十項中「同規則第３改訂版補足改訂版」を「同規則第３改訂版補足第２改訂版」に改める。

第十四条第一項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く」に、「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第十一号中「前号に規定する自動車以外の自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの及びポール・トレーラ」に、「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第十三項中「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に、「協定規則第58号第２改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第58号第２改訂版補足第３改訂版」に改める。

第十五条第一項中「協定規則第16号第６改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同条第十一項中「同規則第７改訂版補足第３改訂版」を「同規則第７改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第十三項中「協定規則第14号第７改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第14号第７改訂版補足第４改訂版」に、「同規則第７改訂版補足第３改訂版」を「同規則第７改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第四項中「同規則第６改訂版補足第２改訂版の規則6. 、7. 及び8. 1. から8. 3. 5. 」を「同規則第６改訂版補足第３改訂版の規則6. 、7. 及び8. 1. から8. 3. 6. 」に改め、同条第六項中「協定規則第16号第６改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改める。

第十七条第一項中「同規則第７改訂版補足第３改訂版」を「同規則第７改訂版補足第４改訂版」に改め、同条第十一項中「同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則4. 、6. から8. まで及び15. に限る。）をいう」を「同規則第４改訂版補足第６改訂版の規則4. 、6. から8. まで及び15. に限る」に改める。

第四十一条中「同規則改訂版補足第３改訂版」を「同規則改訂版補足第４改訂版」に、「協定規則第98号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第98号改訂版補足第４改訂版」に、「協定規則第112号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足第４改訂版」に、「協定規則第123号改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足第４改訂版」に改める。

第四十二条第一項中「同規則第４改訂版補足第３改訂版」を「同規則第４改訂版補足第４改訂版」に、「協定規則第19号第４改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第19号第４改訂版補足第４改訂版」に改める。

第四十四条第一項中「同規則改訂版補足改訂版」を「同規則改訂版補足第２改訂版」に、「協定規則第119号改訂版補足改訂版」を「協定規則第119号改訂版補足第２改訂版」に改める。

第四十四条の二第一項中「同規則補足第18改訂版」を「同規則補足第19改訂版」に、「協定規則第23号補足第18改訂版」を「協定規則第23号補足第19改訂版」に改める。

第九十九条第一項中「同規則第４改訂版補足改訂版」を「同規則第４改訂版補足第２改訂版」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

十一　原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6. （6. 4. を除く。）に限る。）に定める基準に適合するものであること。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6. 2. 、6. 3. 及び6. 10. に限る。）に定める基準に適合するものとみなす。

第九十九条第四項中「次の各号に掲げる基準とする。」を「協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6. 4. に限る。）に定める基準（原動機用蓄電池を備えた自動車に限る。）及び次の各号に掲げる基準とする。この場合において、自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第100号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6. 4. 1. に限る。）に定める基準に適合するものとみなす。」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「次」を「次の各号」に、「前２項」を「それぞれ当該各号」に改め、同項第一号中「位置に備えられた電気装置」を「位置に備えられた電気装置　前２項の基準」に改め、同項第二号中「有する電気装置」を「有する電気装置　第３項第１号から第10号まで及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分を除く。）の基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　法第75条の２第１項の規定に基づき原動機用蓄電池の指定を受けた自動車に備える電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた原動機用蓄電池又はこれに準ずる性能を有する原動機用蓄電池　第３項第11号及び第４項（原動機用蓄電池に係る部分に限る。）の基準

第百一条第一項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに牽引自動車を除く」に、「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改め、同項第二号中「前号に規定する自動車以外の自動車」を「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるもの及びポール・トレーラ」に、「同規則第２改訂版補足第２改訂版」を「同規則第２改訂版補足第３改訂版」に改める。

第百八条第五項中「協定規則第14号第７改訂版補足第３改訂版」を「協定規則第14号第７改訂版補足第４改訂版」に、「同規則第７改訂版補足第３改訂版」を「同規則第７改訂版補足第４改訂版」に改める。

第百十条第一項中「同規則第７改訂版補足第３改訂版」を「同規則第７改訂版補足第４改訂版」に改める。

第百十二条第十三項第十一号中「側方」を「両側」に改める。

第百七十七条第十三項に次の一号を加える。

十一　原動機用蓄電池は自動車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。